

排水設備工事施工基準

第1章 総 則

1 目的

この基準は瑞浪市下水道条例第4条第2号の規定に基づき、排水設備の設計及び工事の施工方法について技術上の基準を定め、適正な排水設備の施工を図り下水道の維持管理に万全を期するものとする。

2 排水設備工事の範囲

排水設備工事とは、土地建物から人の生活に起因する便器、流し台、浴室等の器具より屋外へ排出される汚水を公共下水道等に流入させるために必要な污水管、污水枡などの設備を新設・増設・改築・撤去及び修繕する工事をいう。

3 適用

この基準の適用に疑義が生じた場合は、管理者と事前に協議すること。

第2章 排水設備工事の手続

1 工事の区分

工事の区分は次に掲げるものとし、その用語の定義はそれぞれ定めるところによる。

- (1) 新設工事：公共下水道等排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者がその家屋より発生する汚水を公共下水道等に流入させるために必要な排水設備を新たに設置する工事をいう。
- (2) 増設工事：排水設備の流入口又は排水設備を増設する工事をいう。
- (3) 改築工事：従前の建築物等に排水設備がある場合で当該排水設備を廃止して、建築物などの新設に伴って新たに排水設備を設置若しくは既設の排水設備の全部又は一部の位置の変更及び排除方法等の機能を改める工事をいう。
- (4) 撤去工事：排水設備の全部又は一部を撤去する工事（単に公共下水道等との接続を絶つ工事を含む）をいう。
- (5) 修繕工事：排水設備の損傷又は機能の低下した部分を復旧する工事をいう。

2 工事の施工計画の許可申請

- (1) 排水設備等の新設等を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ各法令・条例に適合するものであることを確認したのち、排水設備工事等確認申請届（以下「工事原簿」という。瑞浪市下水道条例施行規程様式第1号（第4条、第5条関係））・位置図その他必要に応じた書類を添付して工事着工前に管理者に提出し、施工確認を得てから着工しなければならない。なお、書類提出から施工確認までに要する日数は、施工箇所等の状況によって変わるため、余裕をもって提出すること。
- (2) 指定工事店は管理者が承認した設計図書に基づき、本施工基準に適合した方法によって誠実に工事を施工しなければならない。

3 汚水と雨水の分流

雨水、屋外の池水、屋外に設置されている手洗い等（以下「雨水等」という。）は污水管に接続してはならない。

雨水等は、雨水渠又は道路側溝あるいは河川に接続するものとし、工事は申請者において施工すること。なお、雨水にかかる工事は、排水設備工事と並行して施工し、又

はそれ以前に完成しておかなければならない。

4 工事に必要な許可の取得

- (1) 公道敷、河川敷その他の公共用地に污水管を埋設する場合や、道路の通行制限が必要となる場合には、当該管理者の許可を必ず取得すること。
- (2) 国道、県道、市道にかかる工事を施工する際には、請負業者が公安委員会に道路使用許可申請書を提出し、その許可を受けること。
- (3) 下水道取付管の自費工事を行うものは下水道取付管自費工事申請書を事前に提出し許可を取得しなければならない。

第3章 排水設備の設計

1 設計の基本原則

- (1) 排水設備の設計に当たっては、法令及び条例又は規則に規定されているほか、この施工基準によらなければならない。
 - ① 排水設備の設置位置及び構造を明確に表示しなければならない。
 - ② 経済的かつ維持管理が容易なものとしなければならない。
 - ③ 公共下水道等の施設の機能を妨げ、又は公共下水道等の施設を損傷することのないよう必要な考慮がなされなければならない。
 - ④ 汚水と雨水を分離して排除する構造としなければならない。
 - ⑤ 申請地の状況を調査し下水道台帳と照合し確認しなければならない。

2 設計の範囲

排水設備の設計は、汚水の排出口より汚水桝に接続する間の排水管渠をいう。

3 排水設備の設計に必要な事前調査

設計段階において、次に掲げる事項について事前調査を実施し、工事施工時に支障が発生しないよう十分に配慮し、また、必要に応じて対策を講じること。

- (1) 使用者、義務者、共同使用者、管理人、総代人、家屋所有者、土地所有者など
- (2) 工事予定現場及びその近くの汚水を排除すべき公共下水道等の污水管及び取付管
- (3) 下水道本管の深さ及び既設の排水設備の状態
- (4) 雨水排除の現況
- (5) 井戸の有無
- (6) 他人の土地又は構造物等の利用又は影響
- (7) 特定施設・除害施設の必要の可否

4 設計書の作成要領

宅内排水設備の設計書等は、次に掲げる要領による。

- (1) 位置図
- (2) 平面図 宅内排水施設構造を表示するものであり、次の事項を記載すること。
 - ① 土地の占有者による区分の境界
 - ② 土地の建物、庭園その他の構造物及び既設の排水設備
 - ③ 土地の隣接する市道、私道又は公共水路敷
 - ④ 流入口、污水管渠及び桝、その他排水設備の位置、構造
 - ⑤ 平面図に表示する事項は、管径・管種・勾配延長など
 - ⑥ その他工事上必要な事項
- (3) 新規に取付管を埋設する際には、取付断面図
- (4) 管理者が指示する書類等

5 仮設便所の設置について

現在公共下水道等に流入させるための排水設備が無く、公共下水道等に流入される仮設便所を設置する時は、排水設備等使用届（瑞浪市下水道条例施行規程様式第3号（第10条関係））に位置図を添付して設置日以前に提出しなければならない。また、仮設便所の排出管を公共汚水柵に落とし込んで設置する場合には、公共汚水柵への土砂・雨水の流入や、臭気の流出を防ぐ対策を講じなければならない。

6 汚水管の設計

汚水を排除する排水設備の排水管の設計は、以下のとおりとする。

(1) 管径

①器具排水管の管径は器具トラップの口径以上であり、かつ30mm以上とする。

器具	トラップの最小口径	器具	トラップの最小口径
大便器	75	洗髪器	30
小便器（小型）	40	水飲器	30
小便器（大型）	50	浴槽（和風）	30
洗面器	30	浴槽（洋風）	40
手洗器	25	調理流し（一般）	40
手術用手洗器	30	洗濯	40

※ボイラー、食洗器等は、この限りでない。

②人口による管径の大きさ

人口（人）	150未満	300未満	600未満	600以上
管径（mm）	100以上	150以上	200以上	250以上

※一つの建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3m以内のものは75mm以上とすることができる。

※地中又は床下に設ける排水管は50mm以上とする。

※必要に応じて起点に中間柵を設けるものとする。

(2) 勾配

50mmまでは1/50、100mmまでは1/100、125mmまでは1/150、200mmまでは1/200の勾配を標準とする。ただし上記の勾配が取れないときは算出流速が60cm/秒以上ならば上記勾配以下でも良い。

(3) 汚水管の使用材料等

汚水管渠は塩化ビニール管等を使用し、流量や水質、布設場所の状況及び、外圧、継手方法、強度、形状に加え、工事費、将来の維持管理などを勘案し、それぞれの特徴を生かすことができるよう十分に考慮して、合理的に選定しなければならない。

7 汚水枳

汚水を排除する排水設備の汚水枳の設計は次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 汚水枳の種類、設計規準等

設計基準

種類	最小内径	設計基準
公共汚水枳	φ 3 5 0 mm	公共汚水枳は原則として官民境界から 1 m 以内で維持管理上支障のない箇所に設置し、原則管理者指定の枳とすること。
防油枳	φ 3 0 0 mm	流し台からの雑排水等流出部に必ず設置するものとし、排水管との接続部には原則として中間枳を設けること。最小内径の枳を設置する場合は、管理者指定の品を使用すること。最小内径を超える内径の防油枳を設置する場合は、工事原簿に併せて、設置する防油枳の資料を提出し、管理者と協議を行うこと。
中間枳	φ 1 5 0 mm	排水管の合流点の最上流部や同管径が合流する箇所及び便所の合流点、下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所に設けること。加えて、管径の 1 2 0 倍以下の間隔に 1 個の割合で算出された地点に設置すること。

(2) 汚水枳の使用材料等

- ① 汚水枳や蓋の形は方形又は円形とし、硬質塩化ビニール等を使用した堅固な構造とすること。また、車両の通過等荷重のかかる箇所については防護蓋、鉄蓋、耐圧蓋等を使用し、耐久力を有する構造とすること。
- ② 不透水耐水性の構造としなければならない。
- ③ 汚水枳は、いずれも検査及び掃除に支障のないように設置しなければならない。
- ④ 汚水枳は、上端を路面よりわずか高めに仕上げ、土砂や雨水が混入しないようにしなければならない。

8 通気の設置

排水設備を備えた建築物には、原則として通気を設けなければならない。特にサイホン作用又は背圧によりトラップの封水が破られる恐れがある場合には必ず設置すること。

9 ディスポーザ設備

設置可能なディスポーザ設備は、ディスポーザ排水処理システムのみとする。公益法人日本下水道協会発行の「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」に準じて設置すること。

10 阻集器

排水中に多量の油分や砂泥、毛髪等の下水道施設に多大な負担をかけ、または損傷させるおそれがある物が含まれる場合は、排水中の物体に応じ、次の阻集器を設置しなければならない。阻集器を設置する場合はその容量計算書を工事原簿申請時に添付すること。

- (1) 油脂類分離装置（グリーストラップ）
 - ・営業用調理場、その他油脂を多量に排出する食品加工製造工場などには、油脂類分離装置（グリーストラップ）を設け油脂が下水道に流入しない構造とすること。
 - ・施設の大きさは最大排水量の2時間以上貯留する構造とする。
- (2) 油分離装置（オイルトラップ）
 - ・ガソリンスタンド、車修理工場、製油関係工場等排水中に多量の油を含む場合に油分離装置（オイルトラップ）を設け、油が下水道管に流入しない構造とすること。
 - ・施設の大きさは最大排水量の2時間以上貯留する構造とし、基本容量を 0.2 m^3 として作業場床面積が 10 m^2 増すごとに 0.03 m^3 を加算したものとする。
- (3) サンド阻集器
 - ・排水の中に砂・泥を多量に含む場合に設置しなければならない。
 - ・泥だめ及び封水深は共に 150 mm 以上必要とする。
- (4) ヘア阻集器
 - ・理髪店、美容院の洗髪器に取付けて、毛髪が排水管内に流入するのを防ぐ場合に設置する。また、プールや公衆浴場などには大型のヘア阻集器を設置すること。
- (5) ランドリー阻集器
 - ・営業用洗濯場に設置すること。阻集器は取外し可能な金属バスケットを内蔵するものを選定すること。
- (7) プラスタ阻集器
 - ・歯科医や整形外科の技工室、ギブス室に設置すること。
- (8) 雑排水処理槽
 - ・防油柵では容量が不足する場合に、補助的に設置すること。

第4章 排水設備工事の施工

1 排水設備と公共下水道との接続

排水設備を公共下水道に接続しようとするときは、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 公共下水道の取付管に接続しようとする場合は、取付管と同径の市使用材料承認済みの材料によるものとする。
- (2) 公共柵は原則管理者指定の柵とする。
- (3) 公共下水道の汚水管に直接接続する場合は、市施工基準による。なお、公共下水道管と排水管の接続する地点の人孔に接続する時において、段差 60 cm 以上の場合は排水管末に曲管を使用し柵内の損傷や汚水の飛散を防止すること。
- (4) 土被りは原則 20 cm 以上とし、荷重等を考慮の上、必要な土被りを確保すること。なお、露出管又は特別な荷重がかかる場合などは、これに耐えうる管種を選定するか防護を施すこと。

2 汚水管の布設

汚水管の布設は、設計図に示す各地点の深さに基づいて床掘し、必ず丁張及び水糸を張って勾配を定め、排水管の管底をこの勾配に合わせて地下水が浸入しないように施工すること。

3 大便器及び兼用便器取付け工事

大便器及び兼用便器は水平器を用いて水平に取付け、トラップの沈下や離脱など、不具合が起きないように施工すること。

第5章 工事の監督及び完了検査

1 工事の監督

適正な工事がなされるよう監督指導しなければならない。

2 工事の変更

工事施工者は工事中に設計の変更が生じたときは、遅滞なく市に届けなければならない。ただし、中間柵の増設や通気蓋の位置の変更等、軽微な変更については、この限りではない。

3 工事完了の届出

工事が完了した際には、その日から5日以内に完成図面を記載した工事原簿を提出し、市の検査を受けなければならない。また、この工事により排水設備等の使用を開始し、または再開する場合には、排水設備等使用届を添付すること。なお、工事に伴い設計に変更が生じた場合には、これを工事原簿に反映させること。

4 完成検査

完成検査は、市の職員が下水道排水設備工事責任技術者及び申請者の立会いのもとで、次の各号に掲げる事項について検査を行うものとする。

- (1) 工事の設計書及び完成図と完成した排水設備の照合
- (2) 排水管、勾配の適否
- (3) 停滞水の有無
- (4) 地下水浸透の有無
- (5) 汚水と雨水の完全分離
- (6) 排水管理設部及び汚水柵周辺の復旧状況
- (7) 残材・残土処理状況

5 手直し工事

市の検査員が完成検査時において不相当と認め、手直しを命じた場合は7日以内にこれを修理し、再度検査をうけるものとする。

第6章 指定工事店の義務

1 関係法令

指定工事店はこの施工基準に従って排水設備工事の施工にあるとともに、次に掲げる関係法令を充分理解し遵守しなければならない。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (2) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）
- (3) 下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）
- (4) 瑞浪市下水道条例（昭和52年条例第31条）

- (5) 瑞浪市下水道条例施行規則（昭和57年規則第10号）
- (6) 瑞浪市下水道排水設備指定工事店規則（平成10年規則第11号）
- (7) 瑞浪市農業集落排水処理施設の設置に関する条例（平成9年条例第15号）
- (8) 瑞浪市農業集落排水処理施設の設置に関する条例施行規則（平成9年規則第19号）
- (9) その他関係法令

2 瑕疵義務

工事完了後1年以内に故障等が生じたときは、無償でこれを修理すること。ただし天変地異や使用者の責による故障等はこのかぎりではない。

（瑞浪市下水道排水設備指定工事店規則程第6条第2項第7号）

附 則

昭和45年10月1日	施工基準
平成 2年 2月1日	施工基準改正
平成 7年 4月1日	施工基準改正
平成11年 3月1日	施工基準改正
平成15年 3月1日	施工基準改正
平成20年 4月1日	施工基準改正
平成25年 3月1日	施工基準改正
平成30年 4月1日	施工基準改正
令和 2年 4月1日	施工基準改正
令和 5年 4月1日	施工基準改正